

# 高岡市埋蔵文化財保護の手引き

高岡市教育委員会

## 埋蔵文化財保護の手引き

埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼んでいます。

埋蔵文化財は、住居跡や城館跡などの過去の人類の生活の痕跡である遺構と、土器や石器などの遺物からなりますが、その多くは地中に埋もれていて地表面から確認するのは困難となっています。

これらの遺跡は、その地域の歴史を知るための貴重な資料であり、国民・市民共有の財産です。しかし、地中に埋もれ普段目につくことのできない遺跡は、住宅建設や道路建設などの開発によって壊される危険性があります。

そのため、我が国では文化財保護法を定め、貴重な埋蔵文化財が失われることを防いでいます。高岡市には、現在340箇所あまりの遺跡が確認されておりますが、これから新たに発見されるものも含め埋蔵文化財を守っていくためには、地域のみならず、市民の皆様のご理解とご協力が必要になります。

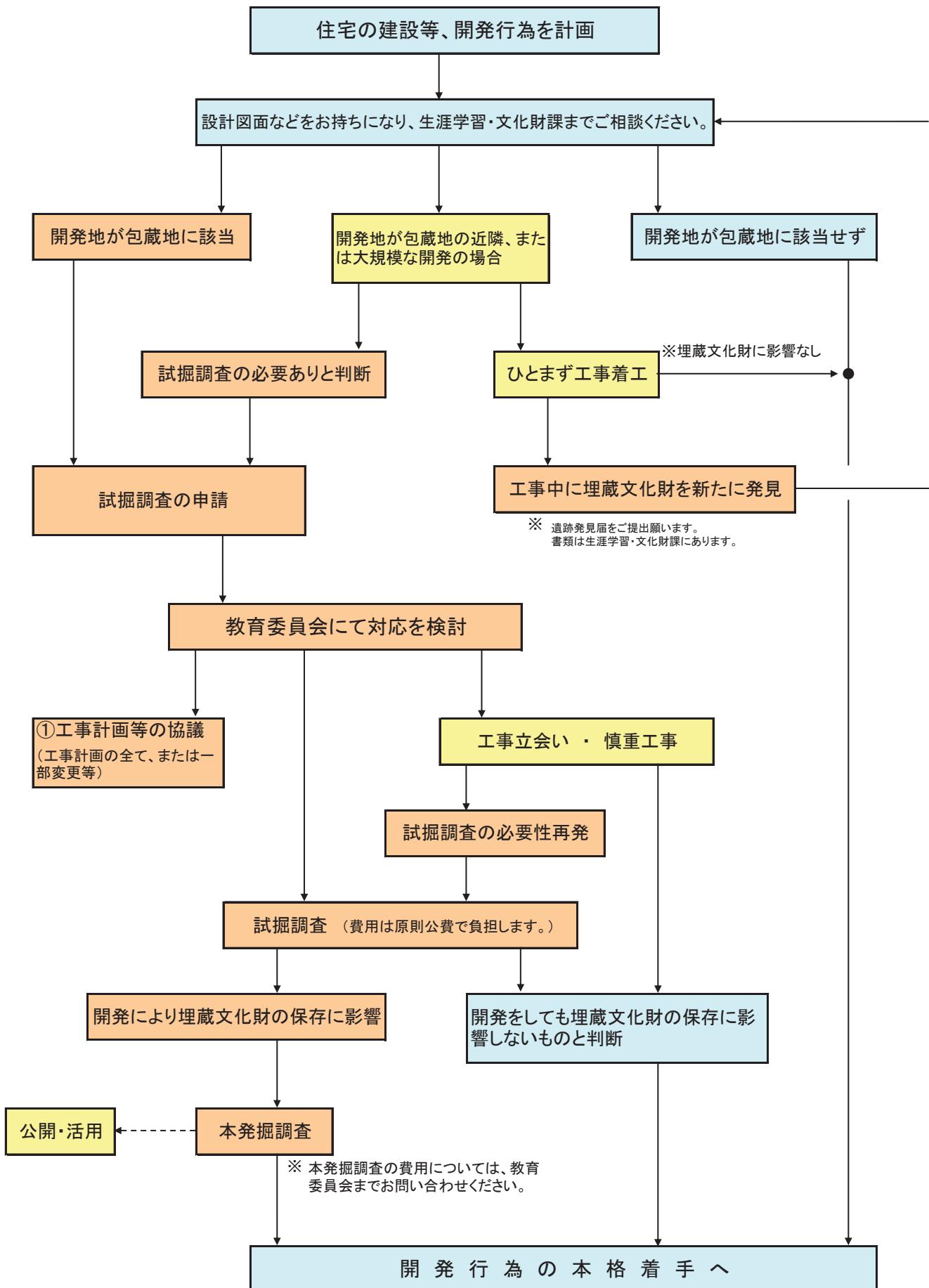
高岡市教育委員会では、これまでも遺跡を保護するため、遺跡地図を作成するなど、その周知を図って参りました。また、開発行為が行われる際には、事前に必要な指導を行い遺跡の保護にむけて、ご協力をいただけるよう取り組んでいます。

本書は、開発事業を行う際の埋蔵文化財保護の手続きについて紹介するものです。

市民の皆様の埋蔵文化財へのご理解とご協力をお願いいたします。

高岡市教育委員会生涯学習・文化財課

# 開発行為に対する埋蔵文化財の取扱い



## 埋蔵文化財の取扱い（届出から調査まで）

全体の流れは、「開発行為に対する埋蔵文化財の取扱い」（1P）でご確認ください。ここでは、埋蔵文化財包蔵地の中で、工事を行う際、どのような手続きが必要かを説明します。

### （1）高岡市教育委員会に事前相談

高岡市内で土木工事を行う時は、その場所が埋蔵文化財の包蔵地（遺跡）に該当するかどうかを確認する必要があります。市教育委員会文化財課で、工事予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうかを照会・確認ください。

工事予定地が遺跡の範囲内であれば（2）へ進みます。

### （2）事前届出

工事予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、工事を着手する60日前までに、高岡市教育委員会を経由して富山県教育委員会へ届出するよう義務づけられています。（法第93条第1項）

### （3）富山県教育委員会からの指示事項

届出の内容を検討し、富山県教育委員会が、届出者に対して埋蔵文化財保護のために下記の①～④の事項を指示します。（法第93条第2項）

市教育委員会では、その指示に基づいて具体的な取扱いについて事業者と協議します。

- ①工事などの計画の全部または一部変更
- ②事前に発掘調査〔試掘・本発掘〕の実施
- ③工事立会
- ④慎重工事

### （4）調査の種類と方法

調査には、下記の3種類があります。

#### ① 発掘調査

はじめに内容確認のため試掘調査を実施します。この調査は、遺構や遺物の有無のほか、遺跡の内容を把握するために行われます。開発地の形状や面積により様々ですが、概ね総事業面積の1割ほどを掘削します。

また、事前にご提出いただいた設計図をもとに、開発行為が地下の埋蔵文化財を破壊することがないかを確認します。

#### ② 工事立会

ガス・水道・電気工事等、掘削範囲が小規模なもので、試掘調査を行うことが不可能と考えられる場合は、担当専門職員が掘削に立会うことになります。

### ③ 慎重工事

状況により様々ですが、例えばその工事が地下の遺跡に影響がない場合や、すでに遺跡が掘削されて遺構等が残っていないと判断される場合、また、基礎掘削工事を行わない増改築といった場合には、慎重な工事の実施をお願いしています。

もしも、工事中に遺構や遺物など「昔のものかな?」と思うものが出てきた時は、すぐに市教育委員会文化財課に連絡してください。

### (5) 保存の協議

上記の事前調査の結果、保護措置を必要とする遺跡が確認された場合、事業者と市教育委員会で協議を行います。遺跡は、基本的に現状保存を第一に考えます。具体的には構造物の配置や掘削深度の変更、盛土による保存などが考えられます。

### (6) 本調査の実施

協議の結果、どうしても遺跡の現状保存ができない時は、工事により遺跡が壊されると判断される範囲について本発掘調査（本調査）を行います。

### (7) 発掘調査後の取扱い

事業の着手は、現地調査が終了した段階で行っていただくことになります。本調査は、遺跡の現状保存の代替措置である記録保存という形で実施されます。従って、調査は記録保存の完了したもの=「発掘調査報告書」の刊行をもって終了することになります。

報告書は、工事の実施により消滅してしまう遺跡の情報を可能な限りすべて盛り込むことを目標に作成されますので、一定の作成期間を必要とします。

### (8) 出土品の取扱い

土器などの出土遺物は、法律上は昔の人の「落し物」として扱われ、警察署への届出などの所定の手続きを行ったのち、原則、出土品は富山県の所有物となります。

これらの出土遺物は、一般公開されたり地域の文化財資料として活用され、また、報告書は、各地の研究施設や図書館などに配布され、研究資料として活用されます。

### (9) 調査費用の負担

本発掘調査の費用は、個人専用住宅など営利目的ではない開発行為の場合は、公費で負担します。しかし、会社や工場などの営利目的の開発行為の場合などは、原因者負担での調査をお願いしています。

なお、試掘調査については、原則、公費で負担しています。

**埋蔵文化財の保護は、事業者の方をはじめ多くの方々によって支えられています。**

**私達に託された文化財産を子供達に伝えるため、保護と保存にご協力をお願いします。**

# 埋蔵文化財発掘の届出について

埋蔵文化財包蔵地では、工事を行う前に届出が必要です。以下の記入要領を参考に別紙を切り取り、必要事項をご記入のうえ、書類(依頼書、届出書、別記、承諾書)を提出してください。記入の仕方などでわからないことがありましたら、生涯学習・文化財課にご確認ください。

## 1 市教育委員会あて（依頼書）

- ・住所及び氏名の記入  
土木工事を実施しようとする方（施主）の住所をご記入ください。  
氏名を記入のうえ、印を押してください。  
個人住宅の建設等、民間事業の場合は、「第 93 条」及び「届出」を○印で囲んでください。

## 2 県教育委員会あて（届出書）

- ・住所及び氏名の記入  
土木工事を実施しようとする方（施主）の住所をご記入ください。  
氏名を記入のうえ、印を押してください。  
個人住宅の建設等、民間事業の場合は、「第 93 条」及び「届出」を○印で囲んでください。

## 3 別記（添付資料）

- ・所 在 地 該当する地番をご記入ください。
- ・面 積 土木工事をしようとする面積
- ・土地所有者 氏名及び住所をご記入ください。
- ・工事の目的 該当項目を○印で囲んでください。
- ・工事の概要 「例」住宅建設、アパート建設 等とご記入ください。
- ・遺跡の種類 遺跡地図で確認して該当項目を○印で囲んでください。
- ・遺跡の現状 該当項目を○印で囲んでください。
- ・工事主体者 土木工事を実施しようとする方（施主）の住所をご記入ください。
- ・施工責任者 土木工事を施工しようとする建設業者等の名称及び所在地をご記入ください。  
(未定の場合は「未定」とご記入ください。)
- ・着手・終了予定時期 予定の年、月をご記入ください。

## 4 発掘調査承諾書

- ・住所及び氏名の記入  
土地所有者の方の住所をご記入ください。  
氏名を記入のうえ、印を押してください。
- ・遺跡の名称をご記入ください。
- ・調査期間は記入しなくて結構です。
- ・発掘予定地の住所・地番  
土木工事等を実施しようとする土地の地番をご記入ください。